

飯山市立城北中学校 学年PTAに関する規定

第一章 総 則

- 第1条 本会の目的を遂行するために次のとおり、学年PTAをおく。
- (1) 飯山市立城北中学校第1学年PTA
 - (2) 飯山市立城北中学校第2学年PTA
 - (3) 飯山市立城北中学校第3学年PTA
- 第2条 学年PTAは、それぞれの会則をもつものとする。
- 第3条 学年PTAの横の連絡および連携を緊密にするために必要に応じて連絡会を開く。
- 第4条 連絡会には担任職員も同席する。

第二章 学 年 会 則

- 第5条 本学年PTAは、飯山市立城北中学校PTA会則第23条により組織し、平成〇〇年度入学生学年PTAと称する。(略称 第〇学年PTA)
- 第6条 本学年PTAは、平成〇〇年度入学生の保護者と担任教員をもって構成する。
- 第7条 本学年PTAは、飯山市立城北中学校PTA会則第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 総会
 - (2) 授業参観
 - (3) 懇談会、協議会、研究会
 - (4) その他
- 第8条 本学年PTAに次の役員をおき、毎年総会で選出し、任期は1カ年とする。
- (1) 会長
 - (2) 副会長
 - (3) 学級会長
 - (4) 学級副会長
- 第9条 総会、役員会は必要に応じて会長が招集する。
- 第10条 本学年PTAの経費は、会費およびその他の収入をもってこれにあてる。
- 第11条 本会則は平成22年4月1日より施行する。